

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：健康局

施策名	感染症の発生・まん延の防止を図ること  (I-5-1)	政策体系上の位置付け 基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
施策の概要	<p>感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析(施策の必要性)) 世界保健機関(WHO)は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕している。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。 このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。 感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。 病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の省令施行後の許可申請及び所持の届出に対応するため、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。</p> <p>予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者(保護者)の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。 また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、いまだ国内最大の感染症として国民全体の健康課題となっている。</p> <p>(有効性) 結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。 また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。 肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備を進めることで、肝炎患者の早期発見・早期治療を行うことが可能となる。</p> <p>(効率性) 結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。 病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。 また、予防接種率の向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。 肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備等の肝炎対策の推進は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。</p> <p>(総合的な評価) 結核の罹患率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づく積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患率を減少できるものと考えることができ、評価できる。 病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。 感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。 また、肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、検査体制のさらなる充実が必要である。特に平成20年1月からは、肝炎ウイルス検査をより一層推進するため、これまでの保健所での無料検査に加えて、都道府県等が委託した医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行った。また、平成20年度からは、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度の創設や研究の推進等を柱とする新しい肝炎総合対策を開始したところであり、今後とも、肝炎対策のより一層の推進が求められる。 近年、その発生が危惧されている新型インフルエンザに対応するため、感染症法及び検査法を改正(平成20年5月2日公布、5月12日施行)し、その対策を進めているところである。</p>	

(評価結果の分類)

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
- (ロ) 見直しを行わず引き続き実施
- (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
- iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)

(理由)

感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1 結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度)	24.8	23.3	22.2	20.6	集計中	
2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度)	-	-	-	-	100.0 【111.1%】	
3 予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度)	ポリオ	98.4	94.6	95.4	集計中	集計中
	麻疹	102.4	93.7	97.8	集計中	集計中
	風疹	100.3	98.1	143.6	集計中	集計中
4 保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	4,940 【117.0%】	11,773 【238.3%】	7,041 【59.8%】	36,480 【518.1%】	集計中	
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標1は、「結核の統計2007」((財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月に確定値等公表予定である。</li> <li>・ 指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。</li> <li>・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度分は、平成20年9月公表予定であり、平成19年度分は平成21年9月公表予定である。</li> <li>※予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。</li> <li>・ 指標4は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。</li> </ul>						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	「医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。」
経済財政改革の基本方針2008	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「(難病対策や)肝炎対策を一層推進する。」</li> <li>・ 「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」</li> </ul>	